平成２４年（フ）第４４９号
愛媛県松山市古川北２丁目３番14号
債務者　貝﨑美由紀
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
愛媛県松山市朝生田町２丁目13番29号
債務者　矢野　香織
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
高知県安芸市染井町２番16号岸上方
債務者　山脇　豊年
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎293番地
債務者　川上　　瞳
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５０号
大分市城東町２番８号　萩原荘201
債務者　加藤　敏則
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
大分市花津留２丁目22番２号　パナハイツＢ103、従前の住所大分市大字片島1122番地の７
債務者　正木ゆう子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
宮崎県都城市高城町穂満坊2553番地第２軍神原団地53―２―101号
債務者　山田　昌子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６７号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町29番地１、前住所東京都中野区東中野４丁目４番５―817号
債務者　松元　　碧（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第２号
鹿児島県出水市上大川内4295番地８、前住所鹿児島県薩摩川内市鹿島町藺牟田1271番地
債務者　西本　　司
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県薩摩川内市大小路町3443番地　森永ハイツ201号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1317番地１　宮内荘
債務者　本　　宗利
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１４７６号
京都市山科区椥辻池尻町41番地　コーポ陽光401、前住所京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地19―501
債務者　片岡　純子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　36棟401号
債務者　吉村　　渉
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
京都市伏見区舞台町５番地２　高橋マンション402
債務者　坂上　斉之
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
京都府八幡市八幡三ノ甲９番地　イカリ荘103号
債務者　大西　忠徳
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
京都市伏見区久我森の宮町２番地180
債務者　吉田　通代
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
京都市山科区東野中井ノ上町15―１　東野市営住宅４棟501号、住民票上の住所京都市山科区東野百拍子町13番地60　ベェルヴェル東野301号
債務者　サイディング施工大林こと　大林　茂実
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
広島県呉市江原町２番２号
債務者　榊原　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
広島地方裁判所呉支部